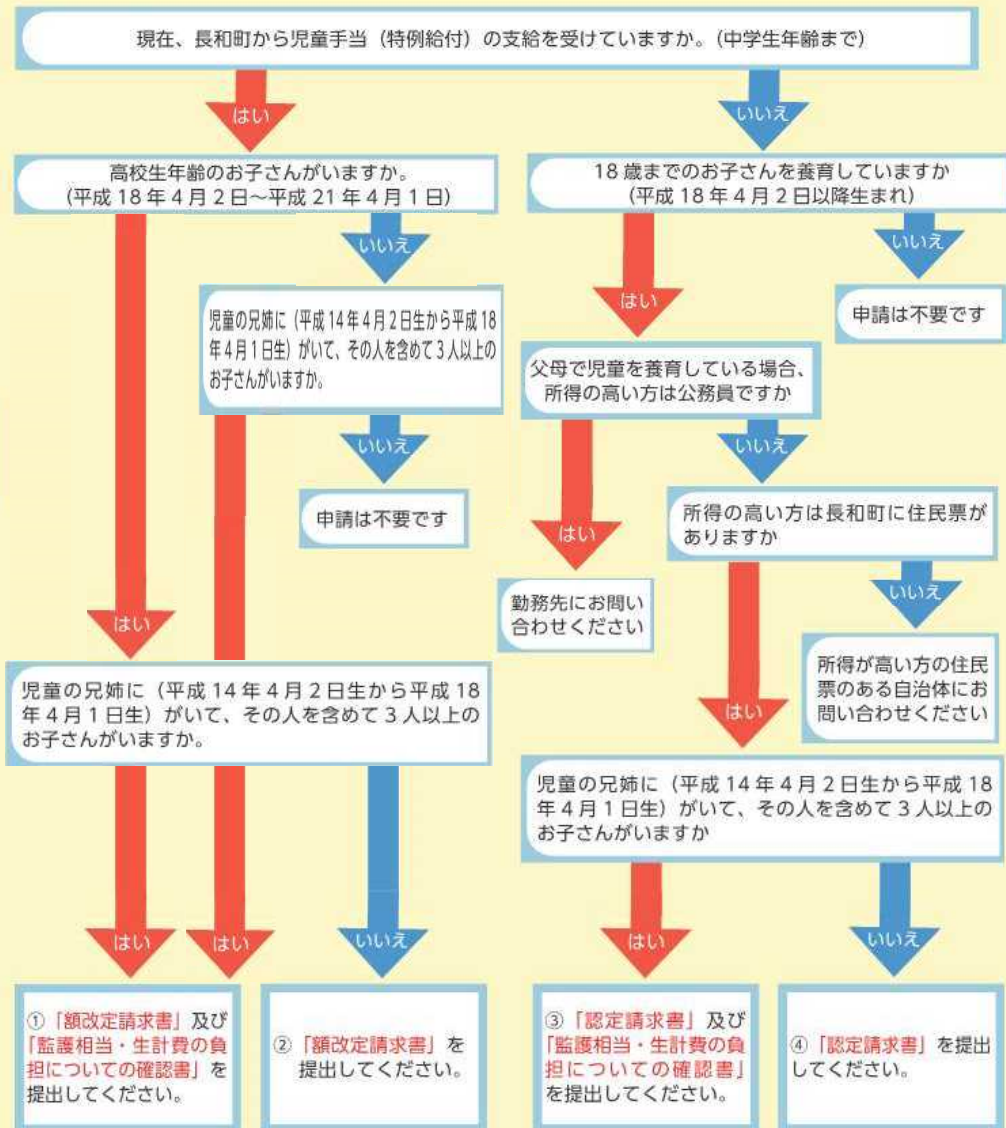


児童手当制度改正（拡充）手続き要否フローチャート

以下のご質問に「はい」、または「いいえ」でお答えください。



※ ②・④で、扶養している児童が長和町外に住所がある場合、「別居監護申立書」を提出してください。

※ ④で 3 歳未満のお子さんがある場合、請求者の保険証の写しを提出してください。

※ 手続きが不要な方で、増額の対象になる場合は職権にて額改定処理を行います。

